

医療費控除

平成 18 年分所得税の確定申告が近づいてきました。申告の期限は平成 19 年 3 月 15 日(木)です。税務署から申告書の用紙が届いていると思いますが、その確定申告を行うときに、医療費控除を適用すると税負担が軽くなります。そこで今回はこの医療費控除について説明したいと思います。ぜひ、これを参考にして、上手に確定申告を行いましょう。

1. 対象となる医療費

自分自身又は、自分と生計を一にする親族のために支払った医療費
平成 18 年中に支払った医療費（未払いの医療費は、支払った年の医療費控除となります。）

2. 医療費控除の金額

$$\text{医療費の額} - \text{保険金等で補填される金額} - 10 \text{ 万円}(*1) = \text{医療費控除の金額}(*2)$$

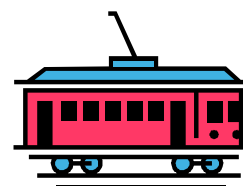
(*1)所得金額が 200 万円未満の人は、所得金額の 5 %

(*2)最高 200 万円

3. 医療費に含まれるもの

通常考えられる医療費以外にも、次の費用で、医師等の診療等を受けるために通常必要なものは、医療費控除の対象となります。

通院費（自家用車を使う場合のガソリン代や駐車場代は除外）
医師等の送迎費
医療用器具等の購入費用や賃貸料等



4. 医療費に含まれないもの

医療に関する費用でも、次のものは医療費控除の対象とはなりません。

医師等に対する謝礼
健康増進のためのビタミン剤や、健康ドリンクの購入費用
健康診断のための費用（重大な疾病が発覚し、引き続き治療を受けた場合を除く。）
入院のための身の回り品の購入費用
美容整形のための費用等

5. 確定申告の際の必要書類

領収書等

医療費控除を受けるためには、その支払を証明する領収書等を、確定申告書に添付するか、提示することが必要です。

領収書の発行されない通院費等は、診察券などで通院した日を確認できるようにしておくとともに、金額を記録しておくようにしてください。

おむつ証明

傷病によりおおむね 6 ヶ月以上寝たきりで、医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があるときは、そのおむつ代についても医療費控除が認められます。

この場合には、医師が発行した『おむつ使用証明書』が必要です。

名南税理士法人

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目6番7号

<http://www.meinan.net/>